

# 地域貢献活動計画ガイドライン

～地域貢献活動計画書・実施状況報告書の作成・提出の手引き～

平成20年3月 策定

平成26年4月 改定

岩 手 県

# 目 次

## 第 1 章 地域貢献活動計画公表制度の基本的考え方・・・・・・・・・・ 1

## 第 2 章 地域貢献活動計画公表制度の仕組み・・・・・・・・・・ 2

- 1 制度の対象となる施設
- 2 地域貢献活動計画書等の提出者
- 3 手続の流れ

## 第 3 章 地域貢献活動項目(例示)・・・・・・・・・・ 8

## 第 4 章 優良事例の選定・公表・・・・・・・・・・ 11

### 様式

地域貢献活動計画書（実施状況報告書）・・・・12

このガイドラインは、条例及び規則に定める「地域貢献活動計画書」及び「地域貢献活動実施状況報告書」の作成・提出などに関し、制度の趣旨や一連の手続内容などをまとめたものです。

事業者の皆さんが行う地域貢献活動に関する取組の手引書として、御活用ください。

本ガイドラインにおいては、次の略称を用いる。

条例・・・・・・特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 75 号）

規則・・・・・・特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則（平成 20 年岩手県規則第 46 号）

条例解説・・・・特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例解説（平成 26 年 4 月）

# 第1章 地域貢献活動計画公表制度の基本的考え方

## 1 制度の背景

大規模な集客施設は、一般に**広域的な集客力**を持ち多様なサービス提供を行うなど、**広範な事業活動領域**を有しているとともに、住民生活・コミュニティ活動など**地域社会**に対し**大きな影響力**を持っており、その**社会的存在**は非常に大きなものとなっています。

一方、近年、企業規模の拡大などにより、企業活動が社会に与える影響が大きくなっており、市民意識の成熟化なども背景として、「**企業の社会的責任**」(CSR)に対する消費者や地域住民の関心が高くなってきているとともに、企業の側でもCSRの重要性への認識が高まっています。

## 2 地域貢献活動計画公表制度の意義

条例では、特定大規模集客施設の設置者が地域の一員として行う「**地域貢献活動**」(CSRの具体的取組の一部)に関する計画書及び実施状況報告書の作成・提出などについて規定しています。

この制度は、事業者の皆さんから地域貢献活動計画書及び実施状況報告書の提出を受け、県が広く公表することにより、CSRの取組を**広く地域に周知**し、**地域住民の理解**を図るとともに、事業者の皆さんの**積極的なCSRの取組を促進**することを狙いとしています。

この「地域貢献活動計画公表制度」により、**地域住民による事業者への理解と対話が促進**されるとともに、事業者にとっては、長期的に見て**企業イメージや価値が向上**し、**持続的な事業環境の形成**につながるものと考えています。

[参考]地域貢献活動に係る指針等

### 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(抜粋)

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)

関係業界団体において、**地域経済団体等の活動への積極的な協力**、**地域の防災・防犯への対応**、退店時における早期の情報提供等、**まちづくりへの貢献**に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、**個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。**

### 「ショッピングセンターの地域貢献ガイドライン」(抜粋)

(平成19年1月 (社)日本ショッピングセンター協会)

ショッピングセンターは、**地域の企業市民**として、**地域生活のインフラストラクチャ**として、大きな役割と責任を担っている。一方、ショッピングセンターは**地域社会や地域生活者に対して様々な影響を与える存在**であり、また、**地域生活者の支持なくしては成立しえない存在**でもある。

したがって、ショッピングセンター事業に関わる企業は、その**社会的責任(CSR)**を自覚し、**地域の発展**やより良いまちづくりへの**寄与・貢献**が望まれる。

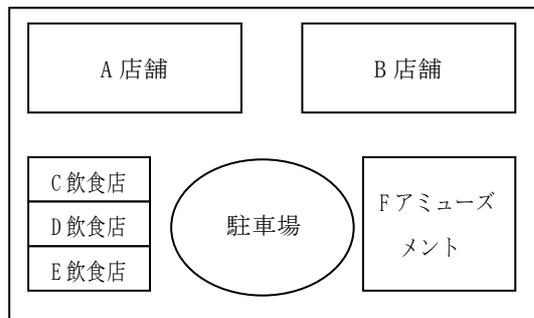
## 第2章 地域貢献活動計画公表制度の仕組み

### 1 制度の対象となる施設

床面積 6,000 m<sup>2</sup>超の集客施設(※)＝特定大規模集客施設 (条例第2条第2号)

※店舗、飲食店、遊技場等の用途に供する床面積の合計が6,000 m<sup>2</sup>を超える一の建物及び一群の建物(注1)

(注1)一群の建物・・・駐車場を共用するなど一体的な利用に供される二以上の建物



A～Fの床面積の合計が6,000 m<sup>2</sup>を超える場合、特定大規模集客施設に該当

※条例解説P4参照

#### [床面積 6,000 m<sup>2</sup>以下の集客施設を設置している事業者の方へ]

- ・床面積 6,000 m<sup>2</sup>以下の集客施設におかれましても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、地域貢献活動を積極的に実施していただきますようお願いします。
- ・地域貢献活動計画書及び実施状況報告書を提出いただいた場合は、本ガイドラインに基づき県のホームページに掲載します。

※併せて、優良事例選定・公表の対象とします (P11 参照)。

### 2 地域貢献活動計画書・実施状況報告書の提出者

#### (1) 原則

特定大規模集客施設の建物所有者が提出してください。

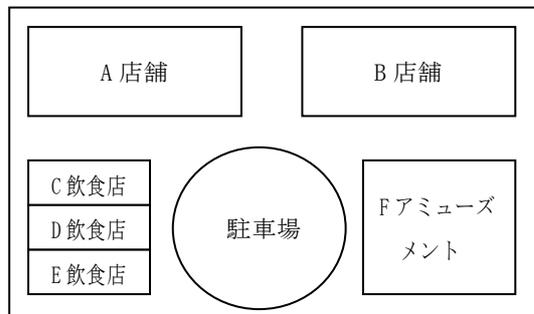
#### (2) 建物所有者と営業事業者が異なる場合 (営業事業者がテナントとして入居している場合等)

営業事業者の地域貢献活動計画等について確認の上、建物所有者が提出してください。

#### (3) 一群の建物であって建物所有者が複数の場合

- ・全ての建物所有者が提出してください。
- ・建物所有者の全部又は一部の連名により提出することもできます。(注2)

(注2)一群の建物で建物ごとに所有者が異なる場合



<提出方法>

①建物所有者A、B・・・Fがそれぞれ計画書を提出

又は

②建物所有者A、B・・・Fが連名で計画書を提出

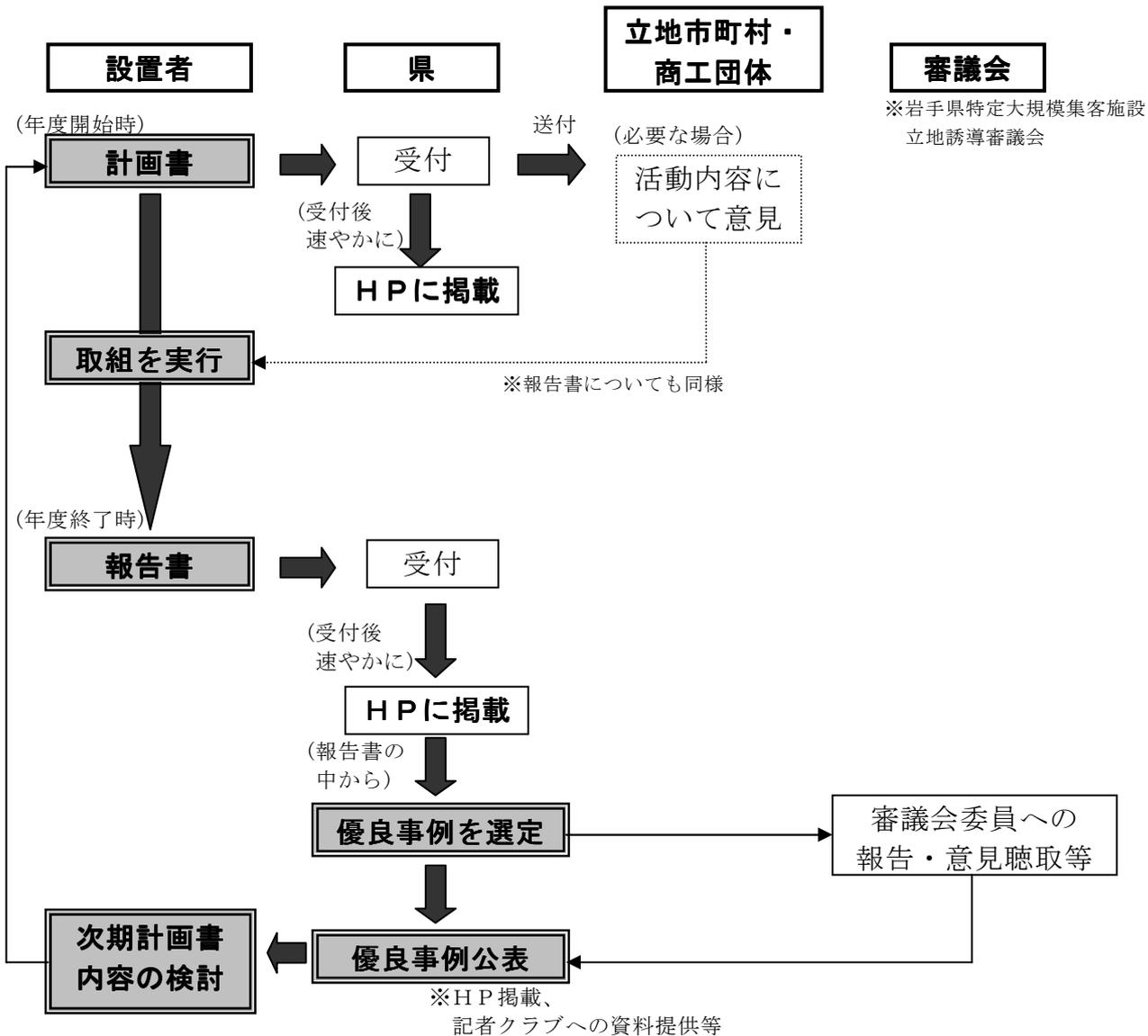
※ただし、関係者の話し合いの上、核となる店舗の事業者が代表して提出することなどを妨げるものではありません (御不明な点がある場合はお問い合わせください)。

### 3 手続の流れ（地域貢献活動計画書等の作成・提出、公表等）

#### (1) 既存施設設置者（既に特定大規模集客施設を設置している方）の手続

- ①年度開始時に、当該事業年度に係る「**地域貢献活動計画書**」（様式第 12）を作成し、県に提出してください（条例附則第 12 項）。  
なお、地域貢献活動計画書の作成に当たっては、活動内容を**地域にとって分かりやすい形で公表**することが望ましいことから、できる限り**具体的な活動内容や数値等の目標**を記載するようにしてください（P12 記載例参照）。
- ②県は、提出された地域貢献活動計画書を速やかに**県のホームページで公表**する（条例附則第 13 項）とともに、当該施設の所在する市町村（立地市町村）及び商工団体に送付します。  
※地域貢献活動実施状況報告書も同様
- ③**事業年度終了後**、速やかに「**地域貢献活動実施状況報告書**」（様式第 12）を作成（「地域貢献活動計画書」に追記）し、県に提出してください（条例附則第 10 項・第 11 項）。
- ④県は、会計年度（4月～翌年3月）終了後、当該年度中に提出された地域貢献活動実施状況報告書（床面積 6,000 m<sup>2</sup>以下の集客施設設置者から提出されたものも含む。）の中から**優良事例を選定し、公表**を行います（P11 第4章参照）。  
※地域貢献活動は設置者の**自主的な取組**であることから、**特に注目すべき事例等を広く公表**することにより、当該設置者及び他の設置者の**積極的な取組を促進**することを狙いとして行うものです。
- ⑤次年度開始時には、④で**公表された優良事例も参考**にしながら、次期の地域貢献活動計画書を作成し、県に提出してください。

<既存施設設置者の手続フロー>



※計画書：地域貢献活動計画書  
報告書：地域貢献活動実施状況報告書

## (2) 新設届出者（新たに特定大規模集客施設を新設する方）の手續

※床面積等変更（増床又は用途変更）により特定大規模集客施設とする者も含む。

### ア 新設届出時

①「地域貢献活動に係る計画の概要」（様式第2のⅢ、条例解説P81参照）を作成し、「特定大規模集客施設新設届出書」（様式第1）の提出の際、添付書面として県に提出してください（条例第5条第2項第4号）。

②新設届出の告示の日の翌日から起算して2週間を経過した日から1月を経過する日までの間に立地市町村において**説明会を開催**し、新設届出の内容と併せて、**地域貢献活動計画の概要を説明**してください（条例第8条第1項）。

※説明会において出席者から意見が述べられた場合は、県に提出する「説明会開催結果報告書」（条例第8条第5項、様式第5）に当該意見の概要及び意見に対する届出者の見解を記載してください。

③届出書の内容について、関係市町村及び住民等から意見が提出された場合は、当該意見を県から通知します（条例第9条第5項）。

### イ 新設届出手続終了後

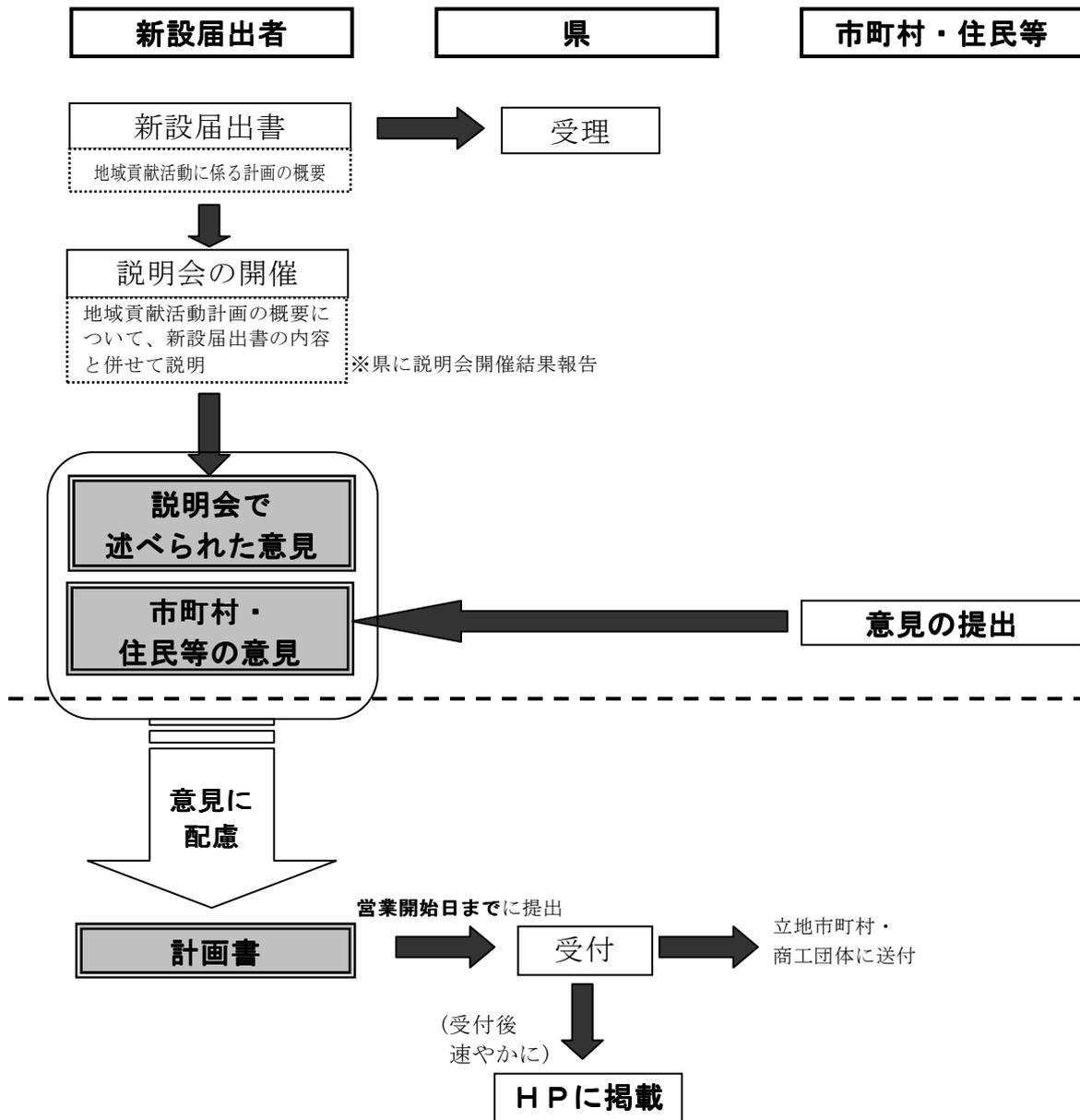
①**説明会で述べられた意見及び関係市町村・住民等の意見に配慮**（条例第14条）の上、新設日の属する事業年度に係る「**地域貢献活動計画書**」（様式第12）を作成し、特定大規模集客施設の**営業を開始する日までに**県に提出してください（条例第13条第1項第1号）。

※床面積等変更により特定大規模集客施設とする場合は、当該特定大規模集客施設とする日までに提出してください（条例第13条第1項第2号）。

②県は、提出された地域貢献活動計画書を速やかに**県のホームページで公表**する（条例第13条第2項）とともに、立地市町村及び商工団体に送付します。

※以降の手續は、3(1)③～⑤と同様

＜新設届出者の手続フロー＞



※以降の手続は既存施設設置者と同様

**【提出者区分別 必要提出書類等】**

提出者区分	地域貢献活動に係る計画の概要 (様式第2のⅢ)	地域貢献活動計画書 (様式第12)	地域貢献活動実施状況報告書 (様式第12)
<p><b>(1) 既存施設設置者</b> [条例附則第7項・第8項]</p> <p>* 右記の書類の提出に努めてください。 <b>(努力義務規定)</b></p>	<p>—</p>	<p><b>[毎事業年度]</b> 当該事業年度の計画書を提出 (条例附則第8項・第12項)</p>	<p><b>[毎事業年度]</b> 前事業年度の実施状況報告書を提出 (条例附則第10項・第11項)</p>
<p><b>(2) 新設届出者</b> [条例第5条第1項]</p> <p>* 右記の書類を提出してください。 <b>(義務規定)</b></p>	<p>新設届出書提出時に添付書面として提出 (条例第5条第2項第4号)</p>	<p><b>[初年度]</b> <b>営業開始日までに</b>計画書を提出(注) (条例第13条第1項第1号)</p> <p><b>[2年目以降]</b> <b>(毎事業年度)</b> 当該事業年度の計画書を提出 (条例第15条第2項)</p>	<p><b>[毎事業年度]</b> 前事業年度の実施状況報告書を提出 (条例第15条第1項)</p>

(注)床面積等変更の場合：変更により特定大規模集客施設とする日までに提出  
(条例第13条第1項第2号)

## 第3章 地域貢献活動項目（例示）

本章は、地域貢献活動計画書・実施状況報告書の作成に当たっての地域貢献活動項目を例示したものです。

取組の計画及び実績については、できるだけ**地域の皆さんに分かりやすい形で公表し、地域の理解を促進**していくことが重要であることから、地域貢献活動計画書・実施状況報告書の作成に当たっては、できる限り**具体的な活動内容や数値等**を記載するようにしてください（P12 記載例参照）。

ただし、活動内容については、その**地域におけるまちづくりの課題**や、施設の**業種、業態、立地環境、規模、取扱品目、営業時間**等により様々な活動が考えられることから、本ガイドラインに記載のない項目についても、**地域の意見**を踏まえ、活動に取り組んでいたことを妨げるものではありません。

### 重点的に取り組むことが望ましい項目

県では、地域貢献活動として考えられる多様な項目のうち、特に**特定大規模集客施設に期待する活動**について、「重点的に取り組むことが望ましい項目」として掲げています。

これら全ての項目について取組を求めるものではありませんが、いずれも地域に果たす役割の大きい活動と考えられますので、**実行可能なものから取り組んでいただきますようお願い**します。

#### 1 地域住民・地元商店街との共同活動の推進

特定大規模集客施設が独自に地域貢献の取組を行うことも重要ですが、**地域住民や地元商店街など地域の皆さんと協働・連携**して地域貢献に取り組むことにより、**地域ぐるみの活動を盛り上げる**とともに、**地域経済の活性化に協力**することが望まれます。

また、地域貢献活動は、**地域の実情を十分に踏まえた上**で実施することが重要であることから、**地域住民・自治会、商店街・商工団体などと意見交換を行う場を設定**するなど、**地域のニーズを日常的に把握**することが望まれます。

##### ■地域住民との交流活動

- 例) ・レクリエーション、スポーツ大会等（ゲートボール交流大会等）の開催
- ・カルチャー教室（バルーンアート教室等）の開催
- ・地域行事・祭りへの参加・協賛 など

##### ■地元商店街との共同活動

- 例) ・商店街・大型店による**合同売出し、共同抽選会**
- ・商店街・大型店による**共同イベント**
- ・商店街と大型店との**ポイントカードの連携・共通化** など

##### ■地域住民・地元商店街との意見交換

- 例) 商工団体等に参加の上、商店街と共同活動のあり方を検討 など

## 2 地元商品の調達への協力（地産地消の推進）

特定大規模集客施設においては一般的に**多くの商品**を供給しており、地域社会の一員として**地域経済の循環**を一層促進する観点から、**地元商品の調達**や販売促進（地元特産品コーナーの設置など）について協力することが望まれます。

## 3 地域の安定雇用の確保への協力

特定大規模集客施設においては**多くの従業員を雇用**していることから、地域における**雇用機会の創出・確保の場**として、従業員の採用に当たっては**地域から優先的に採用**するとともに、**安定的な雇用に配慮**することが望まれます。

- **地元雇用（県内雇用）**の推進
- **正規雇用**の推進

## 4 買物弱者対策の取組の推進

昨今、**日常の買物に不便**を感じている**高齢者**等、いわゆる**買物弱者**に対する対策が課題となっています。特定大規模集客施設では多くの商品を提供しているほか、宅配事業など多様なサービスを実施している事業者もあることから、顧客サービスの一環として対応が可能な場合には、**買物弱者対策**（地域の**高齢者の見守り活動**も含む。）に係る取組を推進することが望まれます。

- 例) ・ 高齢者等への**宅配・御用聞き**の実施（**見守り機能**も含むもの）
  - ・ **移動販売**の実施
  - ・ **買物バス**の運行 など

## 5 防災・防犯対策の推進

特定大規模集客施設は通常**多くの商品**を提供していることから、災害時には必要な**物資の供給先**として貢献するなど、**地域の防災拠点**として協力することが望まれます。また、特定大規模集客施設は**不特定多数の人を集客**することから、**災害が起きた際の対策**を立てておくことが必要です。

さらに、**安全・安心なまちづくり**への貢献として、特に**深夜営業**を行っている施設においては、**十分な防犯対策**を進めることが必要です。

- **防災対策**の推進
  - 例) ・ 県・市町村と物資供給協定締結（避難所等の提供等も含む。）
    - ・ 地元住民・商店街との合同による防災訓練の実施
    - ・ 応急復旧活動への参加 など
- **防犯対策**の推進
  - 例) ・ 地域住民と防犯パトロールを実施（→青少年の深夜集会・徘徊等への注意）
    - ・ 防犯訓練の実施
    - ・ 防犯マニュアルの策定（防犯責任者の指定、深夜営業時における警備員の巡回強化、警察への連絡通報体制整備等）など

## その他の項目

### ○環境対策への協力

#### ■省エネルギーの取組の推進

- 例) ・省エネ機器（照明、空調機器等）の導入
- ・空調・照明等の過度な使用の自粛
  - ・深夜営業の自粛
  - ・アイドリングストップの実施・呼び掛け
  - ・公共交通機関を利用して来場した客に対する割引等の実施
  - ・従業員の通勤は原則公共交通機関を利用 など

#### ■廃棄物対策への協力

- 例) ・リサイクルボックスの設置による資源ごみの回収
- ・マイバッグ持参の推奨
  - ・包装紙の簡素化 など

#### ■自然環境保全活動への協力

- 例) 地域団体が行う植林活動への参加 など

#### ■環境美化活動への協力

- 例) 施設周辺の清掃活動の実施 など

### ○景観形成等への協力

- 例) ・景観に配慮した建物・屋外広告物のデザイン・配色
- ・敷地内の緑化 など

### ○観光振興への協力

- 例) 地域の観光地・観光イベントの情報発信 など

### ○地域福祉・障がい者福祉等への協力

#### ■ユニバーサルデザインの推進への協力

- 例) ・車いす利用者・高齢者・妊娠している人等の優先駐車スペースの確保及び適切な誘導
- ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設設計・運営
  - ・文字の大きさ・色使いなどユニバーサルデザインに配慮したチラシ、ホームページ等
  - ・従業員研修の実施 など

#### ■障がい者福祉への協力

- 例) ・障がい者施設・特別支援学校の作品の展示会の実施
- ・障がい者施設・特別支援学校への商品販売スペースの提供 など

#### ■障がい者の就業機会拡大への協力

- 例) ・障がい者・特別支援学校卒業生の雇用の促進
- ・特別支援学校生徒の職場実習の受入 など

### ○職場環境の整備・キャリア形成支援

#### ■仕事と家庭の両立のための職場環境の整備

- 例) ・育児・介護休暇の利用促進
- ・短時間勤務制度の導入
  - ・託児所の設置
  - ・結婚・出産・育児を機に退職した者の再雇用 など

#### ■従業員・若年者のキャリア形成への支援

- 例) ・従業員への職場研修の実施、資格取得の支援
- ・地域の児童・学生の職場体験学習・インターンシップの受入
  - ・他団体の研修に対し従業員を講師として派遣 など

### ○撤退時の対応

- 例) ・従業員・地域住民・行政機関等に対し、撤退時期や撤退後の対応について早期に情報提供
- ・後継店・従業員の再就職先の確保 など

## 第4章 優良事例の選定・公表

### 1 優良事例の選定

県は、会計年度（4月～翌年3月）終了後、当該年度中に提出された地域貢献活動実施状況報告書の中から、**優良事例を選定**します。

#### 【優良事例選定のポイント（着眼点）】

「重点的に取り組むことが望ましい項目」の実施状況について、以下の基準に従い優良事例を選定します。

- ① **継続的**に取り組んでいる活動か。
- ② **地域と連携**した活動か。
- ③ 地域への**効果が大きい**活動か。
- ④ 施設の特性を活かした**特徴的**な活動か。

※なお、地域貢献活動実施状況報告書の内容に関し、設置者からヒアリングを行う場合があります。

### 2 優良事例の公表

選定した優良事例については、**県ホームページへの掲載、県政記者クラブへの資料提供等により公表**します。

#### 【優良事例選定・公表の狙い】

地域貢献活動は設置者の**自主的な取組**であることから、**特に注目すべき事例等を広く公表**することにより、当該設置者及び他の設置者の**積極的な取組を促進**することを狙いとしています。

よって、次期の地域貢献活動計画書を作成する際は、公表された**優良事例も参考**にしながら、**活動内容を御検討**いただきますようお願いいたします。

(記載例)

様式第12

地域貢献活動計画書(実施状況報告書)

平成〇年〇月〇日

岩手県知事 達増 拓也 様

住所 盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第13条第1項(第15条第1項、第15条第2項、附則第7項、附則第8項、附則第10項、附則第11項、附則第12項)の規定により、下記のとおり提出(報告)します。

記

特定大規模集客施設の名称	〇〇ショッピングセンター
計画期間(事業年度)	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日

[重点的に取り組むことが望ましい項目]

1 地域住民・地元商店街との共同活動の推進

計画書作成の際に記入

実施状況報告書作成の際に記入  
(計画書作成の際は記入不要)

項目	計 画		実施状況	
	時期	内容	参加者数	摘要
地域住民との交流活動	H26.〇月	「少年サッカー大会」の開催	〇〇人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H〇から継続して実施</li> <li>・市内外から〇チーム参加</li> <li>・大会の様子は、店舗内のイベントホールに展示し写真展として開催</li> <li>・地域からの実施要望が多く、毎年恒例のイベントとして定着</li> </ul>
地元商店街との共同活動	H26.〇月	〇〇商店街と共同抽選会を実施	〇〇人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街、大型店を回遊させるため抽選補助券を進呈</li> <li>・補助券を〇種類集めた方に抽選実施</li> <li>・数か所を買い回ってもらうことで、足を運んだことのない店舗を知ってもらうきっかけになった。</li> </ul>
地域住民・地元商店街との意見交換	H26.〇月 〇月	〇〇商店街との意見交換を実施 ※H〇年 〇〇商店会加入済	〇〇人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H〇から継続して実施(毎年、年2回実施)</li> <li>・交通渋滞対策について要望が出されたため、渋滞時は誘導員を配置するなどの対策を講じることとした。</li> </ul>

2 地元商品の調達への協力

計 画	実施状況	
地元商品調達率	地元商品調達率	摘要
〇%	〇%	生産者直売コーナー「〇〇新鮮市」を常設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H〇から継続して実施</li> <li>・約〇〇者の農家が参加</li> </ul>

3 地域の安定雇用への確保への協力

計 画	実施状況	
地元雇用率	地元雇用率	摘要
〇%	〇%	H26: 〇名新規採用
正規雇用率	正規雇用率	摘要
〇%	〇%	

4 買物弱者対策の取組の推進

計 画	実施状況
項目	
高齢者への宅配事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅配時に併せて安否確認</li> <li>・ 玄関先等で異変を発見した場合は、声を掛けた上で緊急連絡先へ連絡・通報</li> <li>・ 高齢者が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに貢献できたと考えている。</li> </ul>

5 防災・防犯対策の推進

項目	計 画		実施状況	
	内容	時期	参加者数	摘要
防災対策の推進	岩手県と物資供給協定締結	H20.〇月	—	—
防犯対策の推進	防犯訓練の実施	H26.〇月	〇〇人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備業者による保安講習会を実施</li> <li>・ 万引き・窃盗等の犯罪の芽を摘むための対処法について講習を受講</li> </ul>

[その他の項目]

計 画			実施状況	
項目				

地域貢献活動担当窓口（連絡窓口）

担当部署名	〇〇室	住所	盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号
担当者名	〇〇 〇〇	電話番号	019-〇〇〇-〇〇〇

## 【地域貢献活動計画書（実施状況報告書）の記載方法】

- 1 計画書作成時は左側の「計画」欄に、実施状況報告書作成時は右側の「実施状況」欄に記載してください。
  - ・計画書作成時点では記載できなかった項目について、実施状況報告書作成時に「計画」欄に追記しても構いません。
  - ・計画していた取組内容を変更した場合は、実施状況報告書作成時に修正してください。
- 2 県が設定した「重点的に取り組むことが望ましい項目」については、できるだけ記載をお願いします。
- 3 「摘要」欄には、活動の**実施状況、継続年数、他団体との連携状況、活動の効果**（地域からの声、自己評価）などについて、**具体的かつ箇条書き**で記載してください。
- 4 地元商品調達率等については、以下のとおり記載してください。
  - (1) 地元商品調達率
    - ・**地元（＝県内）から調達している商品の割合（％）**を記載してください。
    - ・核テナントのみに係る調達率を記載するなど、調達率の算定は、設置者が算定しやすい方法で構いません（ただし、どの部門の調達率を記載したのかに関し、「摘要」欄に補足して記載いただきますようお願いいたします。）。
  - (2) 地元雇用率
    - ・**地元（＝県内）から雇用している従業員の割合（％）**を記載してください。
    - ・地元雇用率の把握が困難な場合は、地元雇用率に代えて地元雇用人数を記載いただいても結構です（その場合は「摘要」欄に記載してください。）。
  - (3) 正規雇用率
    - ・**正規雇用により雇用している従業員の割合（％）**を記載してください。
    - ・正規雇用率の把握が困難な場合は、正規雇用率に代えて正規雇用人数を記載いただいても結構です（その場合は「摘要」欄に記載してください。）。
- 5 各表について欄が足りない場合は、欄を追加して記載してください。
- 6 必要に応じ、活動内容に係る写真・新聞記事等を添付していただきますようお願いいたします。  
※提出いただいた場合は、当該写真等もホームページに掲載します。
- 7 本計画書（実施状況報告書）は岩手県商工労働観光部経営支援課のホームページで公表しますので、個人情報等の取扱いについてはあらかじめ御了承ください。

**【地域貢献活動計画書等の提出先】**

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 商業まちづくり担当

・電子メールで提出する場合 AE0002@pref.iwate.jp

・郵送で提出する場合 〒020-8570 盛岡市内丸10-1

※可能な限り、電子メールでの提出をお願いします。

**【お問い合わせ先】**

電話 019-629-5544・5545

**【計画書等の公表について】**

提出された「地域貢献活動計画書」及び「地域貢献活動実施状況報告書」は、PDF形式で県ホームページに掲載しています。

岩手県トップページ <http://www.pref.iwate.jp/>

⇒ 産業・雇用 ⇒ 産業振興 ⇒ 商業・まちづくり ⇒ 商業・サービス業

⇒ 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例